



公定価格の給付を受けるために守るべき施設・事業運営に関する基準について

**ポイント1**

認可と確認

	認可	確認
根拠	児童福祉法	子ども・子育て支援法
趣旨目的	施設・事業は「 <u>認可基準</u> 」を満たすことで、 <u>保育所・小規模保育事業等を開始できる</u> 。	保育所・小規模保育事業等は利用定員を設定し、「 <u>確認基準</u> 」を満たすことで、 <u>公定価格の給付を受けることができる</u> 。
基準を定めている条例	<u>認可基準（最低基準）</u> ・児童福祉施設（家庭的保育事業等）の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	<u>確認基準</u> 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	<u>施設監査</u> 市は保育所等が認可基準を満たしているかをチェックする。	<u>確認監査</u> 市は特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックする。

※認可と確認は異なるもので、それぞれ手続きが必要

**ポイント2**

公定価格の給付を受ける（確認を受ける）ための運営基準について定めている

「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日条例第49号）」の説明をします。

この確認基準を遵守しているかどうか等の観点から確認監査を実施していきます。

(1) 子どもの利用開始のルール

- ・重要事項の説明、同意
- ・応諾義務など

(2) 教育・保育の提供のルール

- ・心身の状況等の把握
- ・虐待等の禁止
- ・利用者負担額の徴収など

(3) 管理・運営のルール

- ・運営規程の作成、掲示
- ・苦情解決対応
- ・自己評価等の実施など

## 1. 特定教育・保育施設に求められる事項

＝豊中市が施設型給付の支給に係る施設として確認した保育所・幼稚園・認定こども園（以下、「施設」という）

【第〇条】は「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の条文を示します。

### (1) 一般原則【第3条】

施設は適切な教育・保育を提供するために、

- ・全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境の確保
- ・子どもの意思や人格の尊重
- ・地域、家庭との密接な連携
- ・子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために職員に対して研修に実施するなどの措置をとるように努めなければなりません。

### (1) 利用定員に関する基準【第4条】

施設種別	利用定員	利用定員の設定区分
保育所	20人以上	2号（3歳、4歳、5歳）
		3号（0歳、1歳、2歳）
認定こども園	20人以上	1号（3歳、4歳、5歳）、2号（3歳、4歳、5歳） 3号（0歳、1歳、2歳）
幼稚園	制限なし	1号（3歳、4歳、5歳）

・保育所、認定こども園及び事業所内保育事業は、利用定員を20人以上とします。

### (2) 運営に関する基準

#### ア 重要事項の説明、同意【第5条】

施設は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用決定者に対して、

- ・運営規程の概要
- ・職員の勤務体制
- ・利用者負担
- ・その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。

#### イ 応諾義務【第6条】

施設は、利用調整の結果、保育を行うことの委託を受けたとき、施設は、正当な理由がなければその入所を拒むことはできません。

幼稚園及び認定こども園は、1号の利用申込者数と現に利用する1号子どもの合計が、施設の1号子どもの利用定員を超える場合には、抽選、先着順、理念等に基づく選考その他公正な選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考しなければなりません。

ウ あっせん、調整及び要請に対する協力【第7条】

施設は、教育・保育の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

施設は、教育・保育の利用について、市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

エ 受給資格等の確認【第8条】、支給認定の申請に係る援助【第9条】

施設は、教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって、支給認定の有無、区分、有効期間、保育必要量等確かめるものとします。

施設は、支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合、保護者の意思を踏まえて、すみやかに支給認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

オ 心身の状況等の把握【第10条】、小学校等との連携【第11条】、提供の記録【第12条】

施設は、教育・保育の提供にあたっては、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設・事業等の利用状況等の把握に努めなければならない。

施設は、教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育等において提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他密接な連携に努めなければならない。

施設は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

カ 利用者負担額等の受領【第13条】

保育所以外の施設は、保護者から直接、保育料の支払を受けます。

保育所については、保護者は保育料を豊中市に支払います。

施設は、上記のほか、教育・保育の提供にあたって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価についての支払を保護者から受けることができます。

(上乗せ徴収) = 「特定負担額」。

また、上記のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の額(実費徴収)の支払を保護者から受けることができます。この際に領収書の発行が必要です。

日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
食事の提供に要する費用(3号子どもの食事の提供に要する費用は除く。2号子どもについては主食の提供に要する費用に限る。)
施設に通う際に提供される便宜に要する費用
上記のほか、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの

施設は、上乗せ徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途、額、支払を求める理由を、書面で明らかにし、保護者に説明を行って、文書による同意を得なければなりません。

※実費徴収の場合は文書による同意は不要。

#### キ 給付費等の額にかかる通知等【第14条】

施設は、法定代理受領によって教育・保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、給付費等の額を通知しなければなりません。

#### ク 特定教育・保育の取扱方針【第15条】

施設は、その区分ごとに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければなりません。

- ・ 幼保連携型認定こども園 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
- ・ 認定こども園 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」  
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
- ・ 幼稚園 「幼稚園教育要領」
- ・ 保育所 「保育所保育指針」

#### ケ 特定教育・保育に関する評価等【第16条】

施設は、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

施設は、定期的に、施設等を利用する支給認定保護者その他の関係者（施設の職員は除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなりません。

#### コ 相談及び援助【第17条】、緊急時等の対応【第18条】

##### 保護者に関する市への通知【第19条】

施設は、常に、子ども又はその保護者に対し相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければなりません。

施設の職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

施設は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

#### サ 運営規程【第20条】

施設は、下記に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

運営規程に定める事項	
1 施設の目的及び運営の方針	7 教育・保育の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
2 提供する教育・保育の内容	8 緊急時等における対応方法
3 職員の職種、員数及び職務の内容	9 非常災害対策
4 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日	10 虐待の防止のための措置に関する事項
5 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	11 その他教育・保育の運営に関する重要事項
6 子どもの区分ごとの利用定員	

#### シ 勤務体制の確保等【第21条】、定員の遵守【第22条】、揭示【第23条】

施設は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければなりません。

施設は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはなりません。ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応や災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の施設又は事業の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければなりません。

#### ス 平等原則【第24条】、虐待等の禁止【第25条】

##### 懲戒に係る権限の濫用禁止【第26条】

施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなりません。

施設の職員は、子どもに対し、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

施設の管理者は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなりません。

#### セ 秘密保持等【第27条】

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはなりません。

施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

施設は、小学校、他の施設、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子ども

の保護者の同意を得ておかなければなりません。

#### ソ 情報の提供等【第28条】、利益供与等の禁止【第29条】

施設は、施設等を利用しようとする保護者がその希望を踏まえて適切に施設を選択できるように、施設が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うように努めなければなりません。

施設は、施設の広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはなりません。

施設は、利用者支援事業を行う者などに対し、当該施設等を紹介する対価として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

#### タ 苦情解決【第30条】、地域との連携等【第31条】

施設は、提供した教育・保育に関する子ども又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。

施設は、市町村が行う職員からの質問や物件の検査に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導、助言に従って必要な改善を行わなければなりません。また、市からの求めがあった場合には、その改善の内容を市に報告しなければなりません。

施設は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

#### チ 事故発生の防止及び発生時の対応【第32条】

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければなりません。

○事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針の整備

○事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制の整備

○事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施

施設は、子どもに対する教育・保育の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

施設は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

施設は、子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

**ツ 会計の区分【第33条】、記録の整備【34条】**

施設は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければなりません。

施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

施設は、子どもに対する教育・保育の提供に関する以下に定める記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

- 教育・保育の提供日、内容その他必要な事項の記録
- 教育・保育の提供にあたっての計画
- 子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとした際に、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知した記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

**2. 特定地域型保育事業に求められる事項**

＝豊中市が地域型給付の支給に係る施設として確認した小規模保育事業A型・事業所内保育事業（以下、「事業者」という）

【第〇条】は「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の条文を示します。

**(1) 利用定員に関する基準 【第37条】**

施設種別	利用定員	利用定員の設定区分
小規模保育事業A型	6人以上 19人以下	3号（0歳、1歳、2歳）
保育所型事業所内保育事業	20人以上	地域枠 3号（0歳、1歳、2歳） 従業員枠 2号（3歳、4歳、5歳） 3号（0歳、1歳、2歳）

**(2) 運営に関する基準**

**ア 重要事項の説明、同意【第38条】**

事業者は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用決定者に対して、

- ・ 運営規程の概要
- ・ 連携施設の種類及び名称
- ・ 連携協力の概要
- ・ 職員の勤務体制
- ・ 利用者負担
- ・ その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。



イ 応諾義務 【第39条】

事業者は、利用調整の結果、保育を行うことの委託を受けたとき、施設は、正当な理由がなければその入所を拒むことはできません。

ウ あっせん、調整及び要請に対する協力【第40条】

事業者は、保育事業の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

事業者は、3号子どもの保育事業の利用について、市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

エ 心身の状況等の把握第【第41条】

事業者は、保育の提供にあたっては、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設・事業等の利用状況等の把握に努めなければなりません。

オ 特定教育・保育施設等との連携【第42条】

事業者は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合はこの限りではない。

- 1) 子どもに集団保育を体験させるための機会の設定
- 2) 特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- 3) 代替職員の提供
- 4) 当該特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

利用定員20人以上の事業所内保育事業を行う者は、上記1) 2) 3)に係る連携協力を求めることを要しない。

事業者は、保育の提供終了に際しては、子どもに係る情報の提供をその他の連携施設、特定教育・保育施設との密接な連携に努めなければならない。

カ 利用者負担額等の受領【第43条】

保育を提供した際は、保護者から、保育料の支払を受けます。

上記のほか、保育の提供にあたって、保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価についての支払を保護者から受けることができます（上乗せ徴収）。

また、事業者は、上記のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の額（実費徴収）の支払を保護者から受けることができます。この際に領収書の発行が必要です。

日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
施設に通う際に提供される便宜に要する費用
上記のほか、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に

負担させることが適当と認められるもの

事業者は、上乗せ徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途、額、支払を求める理由を、書面で明らかにし、保護者に説明を行って、文書による同意を得なければなりません。

※実費徴収の場合は文書による同意は不要。

#### キ 特定地域型保育の取扱方針【第44条】

事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について保育所保育指針に準じ、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければなりません。

#### ク 特定地域型保育に関する評価等【第45条】

事業者は、自ら提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなりません。

#### ケ 運営規程【第46条】

事業者は、下記に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

運営規程に定める事項	
1 事業の目的及び運営の方針	7 保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
2 提供する保育の内容	8 緊急時等における対応方法
3 職員の職種、員数及び職務の内容	9 非常災害対策
4 保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日	10 虐待の防止のための措置に関する事項
5 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	11 その他保育事業の運営に関する重要事項
6 利用定員	

#### コ 勤務体制の確保等【第47条】、定員の遵守【第48条】

事業者は、子どもに対し適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければなりません。

事業者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはなりません。ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応や災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

#### サ 記録の整備【第49条】

事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

事業者は、子どもに対する保育の提供に関する以下に定める記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

○保育の提供日、内容その他必要な事項の記録

○保育の提供にあたっての計画

○子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとした際に、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知した記録

○苦情の内容等の記録

○事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

準用（特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用）

#### シ 受給資格等の確認【第8条】、支給認定の申請にかかる援助【第9条】

事業者は、保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって、支給認定の有無、区分、有効期間、保育必要量等確かめるものとします。

事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合、保護者の意思を踏まえて、すみやかに支給認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

#### ス 小学校等との連携【第11条】、提供の記録【第12条】

事業者は、保育の提供の終了に際しては、小学校における教育等において提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他密接な連携に努めなければなりません。

事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければなりません。

#### セ 給付費等の額にかかる通知等【第14条】

事業者は、法定代理受領によって保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、給付費等の額を通知しなければなりません。

ソ 相談及び援助【第17条】、緊急時等の対応【第18条】

保護者に関する市への通知【第19条】

事業者は、常に、子ども又はその保護者に対し相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければなりません。

事業者の職員は、現に保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

事業者は、保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

タ 掲示【23条】

事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の施設又は事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

チ 平等原則【第24条】、虐待等の禁止【第25条】

懲戒に係る権限の濫用禁止【第26条】

事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなりません。

事業者の職員は、子どもに対し、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

事業者の管理者は、懲戒に関し子供の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなりません。

ツ 秘密保持等【第27条】

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはなりません。

事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

事業者は、小学校、他の施設、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければなりません。

テ 情報の提供等【第28条】、利益供与等の禁止【第29条】

事業者は、事業所等を利用しようとする保護者がその希望を踏まえて適切に事業所を選択できるよう、事業者が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うように努めなければなりません。

事業者は、事業所の広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはなりません。

事業者は、利用者支援事業を行う者などに対し、当該施設等を紹介する対価として、

金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

#### ト 苦情解決【第30条】、地域との連携等【第31条】

事業者は、提供した保育に関する子ども又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。

事業者は、市町村が行う職員からの質問や物件の検査に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導、助言に従って必要な改善を行わなければなりません。また、市からの求めがあった場合には、その改善の内容を市に報告しなければなりません。

事業者は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

#### ナ 事故発生の防止及び発生時の対応【第32条】

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければなりません。

- 事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針の整備
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制の整備
- 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施

事業者は、子どもに対する教育・保育の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならぬ。

事業者は、子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### ニ 会計の区分【第33条】、記録の整備【34条】

事業者は、保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければなりません。

事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

施設は、子どもに対する教育・保育の提供に関する以下に定める記録を整備し、その完結日から5年間保存しておかなければなりません。

- 保育の提供日、内容その他必要な事項の記録
- 保育の提供にあたっての計画
- 子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとした際に、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知した記録
- 苦情の内容等の記録

○事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(3) 附則

特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、市が認める場合は第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日（平成27年4月1日）から起算して5年を経過する日（平成32年3月31）までの間、連携施設を確保しないことができる。

府子本第391号  
27初幼教第28号  
雇児保発1207第1号  
平成27年12月7日

各都道府県民生主管部（局）長  
各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)  
竹林 経 治

(印影印刷)

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(認定こども園担当)  
三谷 卓 也

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
淵 上 孝

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
朝 川 知 昭

(印影印刷)

## 子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について

このたび、子ども・子育て支援新制度下において実施される指導監査等について、下記のとおり基本的な考え方をまとめました。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する指導監査等の種類について

##### (1) 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ、施設監査を行うものである。

##### ○対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等

施設・事業	根拠法	監査指針等
幼保連携型認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園に対する指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
幼稚園	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断
保育所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号）
地域型保育事業	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（別途通知）

※ 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定子ども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査



等により確認。

(2) 各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し確認を行う者は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）」を踏まえ、指導監査を行うものである。

(3) 各施設及び事業に対する業務管理体制の整備に関する検査について

子ども・子育て支援法第 55 条第 2 項に基づき特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた者は、法令遵守責任者の選任状況や法令順守に係る規定の適切な整備等の観点から、業務管理体制の確認検査を行うものであり、その留意点等については別途通知する。

2. 指導監査等を行うに当たっての留意事項について

1. に述べたとおり、子ども・子育て支援新制度下においては、各法令等に基づき、複数の指導監査等が行われることとなる。

その実施に当たっては、実施主体や監査事項について、一部重複が見られることから以下のとおり、都道府県及び市区町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努められたい。

- (1) 施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を同時に行う等、事前に都道府県及び市町村間で調整を行い、必要に応じて複数の監査を同時に実施する。
- (2) (1) の効率的な実施や広域入所が行われている場合の確認監査の効率的な実施等のため、監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図る。
- (3) 私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと。
- (4) 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。

<問合せ先>

○全体について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）

○施設監査について

・児童福祉法に関することについて

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL03-5253-1111（内線 7928）

・学校教育法に関することについて

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL03-5253-4111（内線 2714）

・認定こども園法に関することについて

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

TEL03-5253-2111（内線 38445）

○確認監査について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）

○業務管理体制の確認検査について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL03-5253-2111（内線 38350）

府子本第390号  
27文科初第1135号  
雇児発1207第2号  
平成27年12月7日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
香取照幸

(印影印刷)

### 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するために、市町村（特別区を含む。）が子ども・子育て支援法に基づき特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対して行う指導監査の基本的な考え方として、別添1「特定教育

・保育施設等指導指針」及び別添2「特定教育・保育施設等監査指針」を作成しましたので、これを参考に指導監査に当たられるよう管内市町村あて周知方お願いいたします。

また、幼稚園については学校教育法（昭和22年法律第26号）、保育所については児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき都道府県等が認可等を行っていることから、都道府県等におかれても市町村と連携の上、その円滑かつ効果的な実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別添1)

## 特定教育・保育施設等指導指針

### 1 目的

この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法第11条に規定するものをいう。以下同じ。）に係る教育・保育（法第7条第2項に規定する教育又は同条第3項に規定する保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者に対して行う指導等（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### 2 指導方針等

#### (1) 指導方針

指導等は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第33条及び第45条に定める設置者の責務、法第34条第2項及び第46条第2項に基づき各市町村が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）を基に条例で定める運営に関する基準（以下「確認基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「内閣府令等」という。）に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

#### (2) 留意点

- ① 特定教育・保育施設については、幼稚園については学校教育法（昭和22年法律第26号）、保育所については児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成

18年法律第77号)に基づき都道府県等により認可等がされており、認可基準等や幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従った特定教育・保育の実施については、基本的には、都道府県等の認可等に関する事務により担保されていることから、市町村が3(2)の実地指導を行うに当たっては、実地指導の計画段階から認可等を行う都道府県等と調整を行い、可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること。

また、法第39条第2項及び第40条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、認可基準等に関する事項に係る指導等については、都道府県等と事前に協議を行うなど、綿密に連携を図ること。

- ② 都道府県は、広域自治体として市町村に対する助言や広域調整を行う立場にあることに加え、法第15条第2項の規定に基づき自ら指導を行うことができること、法に基づき施設型給付費等を負担及び補助していることを踏まえ、①に限らず、適切に市町村に対する助言を行うこと。
- ③ 私立幼稚園に対する指導（特に教育内容に関するもの）を行うに当たっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重するとともに、都道府県の私立幼稚園担当部局、教育委員会とも十分に連携して対応すること。
- ④ 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村の指導の対象としないことができる。

### 3 指導形態等

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施する。

#### (1) 集団指導

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

#### (2) 実地指導

市町村は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有

する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

#### 4 指導対象の選定

指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

##### (1) 集団指導

- ① 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② ①の集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

##### (2) 実地指導

- ① 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、地域の特定教育・保育施設等の内閣府令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案して、各市町村が周辺市町村及び都道府県と相談しつつ検討する。
- ② その他特に市町村が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

#### 5 方法等

##### (1) 集団指導

###### ① 指導通知

市町村は、指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

###### ② 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

##### (2) 実地指導

###### ① 指導通知

市町村は、指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。なお、日時については、施設側の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 実地指導を行う市町村の担当者

エ 実地指導に同席する都道府県の担当者の有無

オ 準備すべき書類等

## ② 指導方法

実地指導は、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

## ③ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。なお、必要に応じ、認可に関する事務等を行う都道府県と調整する。

## ④ 改善報告書の提出

市町村は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

## 6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うこととする。

① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子ども（以下「利用児童」という。）の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

## 7 都道府県への情報提供

市町村は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。



(別添2)

## 特定教育・保育施設等監査指針

### 1 目的

この監査指針は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者及び特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対して行う施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### 2 監査方針等

#### (1) 監査方針

監査は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに「特定教育・保育施設等指導指針」中「6 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

#### (2) 留意点

① 特定教育・保育施設については、幼稚園は学校教育法（昭和22年法律第26号）、保育所は児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき都道府県等により認可等がされており、認可基準等又は幼稚園教育要領、保育所保育指針若しくは幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従った教育・保育の実施については、基本的には、都道府県等の認可等に関する事務により担保されるべきものであることから、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が監査を行うに当たっては、可能な限り、事前に認可等を行う都道府県等と調整を行い、合同で立入り等を行うほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること。

また、法第39条第2項、第40条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、認可基準等に関する事項に係る監査結果の通知及び行政上の措置については、都道府県等と事前に協議を行うなど、綿密に連携を図ること。

- ② 私立幼稚園に対する監査を行うに当たっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重するとともに、都道府県の私立幼稚園担当部局、教育委員会とも十分に連携して対応すること。

### 3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

#### ① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

#### ② 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

### 4 監査方法等

#### (1) 報告等

確認権限のある市町村長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

確認権限のない市町村長が違反疑義等に関する情報を得た場合は、次の対応を行うものとする。なお、当該市町村が当該特定教育・保育施設等に対する施設型給付費等を支給している場合など、複数の市町村に関係がある場合については、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

- ① 当該市町村長は、確認権限のある市町村長に対し、当該情報を共有する。
- ② 確認権限のある市町村長は、①の情報共有があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

#### (2) 監査結果の通知等

監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

### (3) 行政上の措置

確認権限のある市町村長は、違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う都道府県と連携を図りながら、次のとおり、法第39条及び第51条（勧告、命令等）、法第40条及び第52条（確認の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

#### ① 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。当該特定・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

#### ② 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等に係る認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。

当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

#### ③ 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

### (4) 聴聞・弁明の機会の付与

監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

### (5) 不正利得の徴収

① 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受け

た場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

- ② ①に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。
- ③ 複数の市町村が施設型給付費等を支給する特定教育・保育施設等については、①及び②の措置に関し、都道府県が総合的な調整を行う。

#### 5 都道府県への情報提供

市町村は、都道府県に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

施設型給付費等に関する確認事項

【特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成30年4月16日 府子本府第360号30文科初第100号子発0416第6号)参照】

	保育所	認定こども園	小規模保育事業	事業所内保育事業	施設型給付幼稚園
基本部分(基本分単価) ※職員配置の有無を確認	(休憩)保育士1人 ※2,3号子ども利用定員90人以下の施設の場合	(休憩)保育教諭1人 ※2,3号子ども利用定員90人以下の施設の場合	標準対応保育教諭1人	(休憩)保育士1人 ※利用定員20人以上の施設の場合	教諭1人 ※1号子ども利用定員36以上300人以下の施設の場合
	標準対応保育士1人	標準対応保育教諭1人 主幹保育教諭代替教諭 1号:1人、2・3号:1人 ※公定価格における主任保育士 専任加算等の取扱いについて (平成31年3月13日 豊こ事第 1979号)を参照	標準対応非常勤保育士1人	標準対応保育士1人	非常勤講師1人 (1号利用定員35以下又は121人 以上施設に限る)
基本加算部分 ※加算を取得している 内容・要件等を確認	非常勤保育士1人	非常勤講師1人 (1号利用定員35以下又は121人 以上施設に限る)	非常勤保育士1人	非常勤保育士1人	非常勤講師1人 (1号利用定員35以下又は121人 以上施設に限る)
	調理員等 (利用定員40以下は1人、41人以上150人以下2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)) ※常勤換算	調理員等 (利用定員40以下は1人、41人以上150人以下2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)) ※常勤換算	非常勤調理員等1人	調理員等 (利用定員40以下は1人、41人以上は2人) ※常勤換算	調理員等 (利用定員40以下は1人、41人以上は2人) ※常勤換算
特定加算部分	処遇改善加算 ※前々年度分の加算実績額と賃 金改善に要した費用の総額との 差額の未払い分の支給状況を確認 する。	処遇改善加算 ※前々年度分の加算実績額と賃 金改善に要した費用の総額との 差額の未払い分の支給状況を確認 する。	処遇改善加算 ※前々年度分の加算実績額と賃 金改善に要した費用の総額との 差額の未払い分の支給状況を確認 する。	処遇改善加算 ※前々年度分の加算実績額と賃 金改善に要した費用の総額との 差額の未払い分の支給状況を確認 する。	処遇改善加算 ※前々年度分の加算実績額と賃 金改善に要した費用の総額との 差額の未払い分の支給状況を確認 する。
	3歳児配置改善加算 ※年齢別配置基準において、3 歳児を15対1で計算をする。	3歳児配置改善加算 ※年齢別配置基準において、3 歳児を15対1で計算をする。	3歳児配置改善加算 ※年齢別配置基準において、3 歳児を15対1で計算をする。	3歳児配置改善加算 ※年齢別配置基準において、3 歳児を15対1で計算をする。	3歳児配置改善加算 ※年齢別配置基準において、3 歳児を15対1で計算をする。
	所長設置加算 ※公定価格における所長設置加 算・管理者設置加算等の取扱い (平成30年3月8日 豊こ事第9 69号)を参照	管理者設置加算 ※公定価格における所長設置加 算・管理者設置加算等の取扱い (平成30年3月8日 豊こ事第9 69号)を参照	管理者設置加算 ※公定価格における所長設置加 算・管理者設置加算等の取扱い (平成30年3月8日 豊こ事第9 69号)を参照	管理者設置加算 ※公定価格における所長設置加 算・管理者設置加算等の取扱い (平成30年3月8日 豊こ事第9 69号)を参照	主幹教諭等専任加算 ※代替教員1人を配置 ※公定価格における主任保育士 専任加算等の取扱いについて (平成31年3月13日 豊こ事第 1979号)を参照

下線部分は平成30年4月16日に改正された内容

